

第4回定例会のあらまし

平成19年度第4回定例会は11月30日から12月18日まで開かれ報告1件、諮問1件、議案52件が提案されました。

初日は提案理由の説明、12月4日から10日にかけて一般質問で26名の議員が登壇し、市長・教育委員長の考えを質しました。

10日から議案審議が行われ、条例制定4件、条例の一部改正7件、施設の指定管理者の指定に関する議決18件、一般会計、特別会計の補正予算案10件、更に追加議案で、人事院勧告実施に関する条例改正1件とそれとともになう一般会計、特別会計の補正予算案8件などが、それぞれ提案とおり議決されました。その後請願10件が採択され、うち8件が奥州市議会の意見書として関係機関に送付されるとが決りました。

条例の制定について

◆奥州市電源立地地域対策基金条例の制定

電源立地対策制度は、発電用施設周辺地域において、公共用施設の整備、住民生活の利便性向上、産業の振興に寄与する事業の促進のために交付されている制度です。基金の創設により、年度をまたいだ事業執行が可能になり、後年度において計画的に執行することが出来る基金条例の設置を可決致しました。この条例は公布の日より施行されます。

◆奥州市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10号第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定

また施設によつては、施設利用料を直接管理者の収入にすることができる等関係条例を可決致しました。この条例は平成20年4月1日より施行されます。

条例の一部改正について

以下の条例の一部改正がおこなわれました。

○奥州市統計調査条例 (統計法の全部改正による)

○奥州市保健センター条例 (衣川保健センター廃止のため)

○奥州市企業立地奨励条例 (国の制度活用など奨励のため)

○衣川高齢者コミュニティセンター条例および衣川いきいき交流館条例 (温泉施設での回数券発行のため)

○奥州市営浄化槽条例 (設置時の分担金の額を改めるため)

○奥州市水道事業の設置等に関する条例および奥州市水道事業給水条例 (水道事業を統合し、給水区域、一日最大給水量等を改めるため)

○奥州市簡易水道事業設置条例 (衣川区の給水人口等を改めるため)

○奥州市部設置条例 (産業経済部を廃し、商工観光部と農林部を設置するため)

◆公の施設の管理を指定管理者に行なわせるための関係条例の整備に関する条例の制定

企業立地重点促進区域である奥州市の9工業団地において、企業が敷地を有効に活用できることから新規立地や増設の促進のため企業立地促進法に基づき、工場立地法の特例措置として、緑地面積率及び環境施設面積率を条例で定めた条例を可決致しました。この条例は公布の日より施行されます。

行政改革の理念に沿つて、経費削減を図ることを目的として、公の施設の管理を、民間の参加を